



県章

群馬県報

平成21年
6月30日(火)
第8700号

目次

ページ

規則

- 群馬県行政組織規則の一部改正(総務課) 2
- 群馬県狂犬病予防法施行細則の一部改正(衛生食品課) 2

告示

- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 同 3
- 道路の供用開始(同) 3
- 道路の区域変更(同) 4
- 道路の供用開始(同) 4
- 水防法等の規定による浸水想定区域等(河川課) 5
- 同 5
- 同 5

公告

- 徴税吏員証票の無効(税務課) 5
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(NPO・ボランティア推進課) 6
- 予防接種業務を行う医師(保健予防課) 6
- 指定管理者の指定を受けようとする団体の公募(都市計画課) 9

■ 規 則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年六月三十日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第六十五号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則（昭和三十二年群馬県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総務部の部秘書課の項中「行啓係」を「行幸啓係」に改める。
第五十条第二項の表群馬県沼田土木事務所の項中「工務第二係」の下に「、椎坂バイパス建設係」を加え、同条第三項工務係、工務第一係及び工務第二係の項の次に次のように加える。

椎坂バイパス建設係

一 椎坂バイパスの建設に関すること。

附 則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

群馬県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月三十日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第六十六号

群馬県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

群馬県狂犬病予防法施行細則（昭和四十年群馬県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二十七条関係）

犬の抑留所の名称	位置
渋川犬抑留所	渋川保健福祉事務所内
伊勢崎犬抑留所	伊勢崎保健福祉事務所内
西部犬抑留所	西部保健福祉事務所内
安中犬抑留所	西部保健福祉事務所安中支所内

藤岡犬抑留所	藤岡保健福祉事務所内
富岡犬抑留所	富岡保健福祉事務所内
吾妻犬抑留所	吾妻保健福祉事務所内
利根沼田犬抑留所	利根沼田保健福祉事務所内
東部犬抑留所	東部保健福祉事務所内
桐生犬抑留所	桐生保健福祉事務所内
館林犬抑留所	館林保健福祉事務所内
動物管理センター犬抑留所	動物管理センター内

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県狂犬病予防法施行細則の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

■ 告 示

◎群馬県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下沢渡原町線	吾妻郡中之条町大字下沢渡字賀々森984番の5地先から同郡同町大字山田字高沼2745番の1地先まで	前	5.7～25.0 11.8～38.5	74.0 101.0
			後	11.8～38.5	101.0

◎群馬県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	伊勢崎大間々線	桐生市新里町新川字宿西2059番の1地先から同市同字同2060番の1地先まで	前	11.7～12.0	21.5
			後	13.8～13.9	21.2
	前橋大間々桐生線	桐生市新里町新川字宿東1167番の1地先から同市同字同3673番の1地先まで	前	6.0～24.5	353.0
			後	7.8～27.4	353.1

◎群馬県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	伊勢崎大間々線	桐生市新里町新川字宿西2059番の1地先から同市同字同2060番の1地先まで	平成21年7月3日
	前橋大間々桐生線	桐生市新里町新川字宿東1167番の1地先から同市同字同3673番の1地先まで	

◎群馬県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	大道横尾線	吾妻郡中之条町大字栃窪字中村347番の4地先から同郡同町大字大道字長坂1587番の1地先まで	前	8.5～17.6	69.8
			後	12.5～19.8	69.8

◎群馬県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	大道横尾線	吾妻郡中之条町大字栃窪字中村347番の4地先から同郡同町大字大道字長坂1587番の1地先まで	平成21年7月3日

◎群馬県告示第272号

高田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県富岡土木事務所並びに富岡市役所に備え置き、閲覧に供する。

平成21年6月30日

群馬県知事 大澤 正 明

◎群馬県告示第273号

桐生川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県桐生土木事務所並びに桐生市役所に備え置き、閲覧に供する。

平成21年6月30日

群馬県知事 大澤 正 明

◎群馬県告示第274号

鮎川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県藤岡土木事務所並びに藤岡市役所に備え置き、閲覧に供する。

平成21年6月30日

群馬県知事 大澤 正 明

■ 公 告

群馬県県税条例施行規則（昭和34年群馬県規則第79号）第3条第2項の規定により交付した次の徴税吏員証票は、紛失した旨の報告があったので、紛失の日以後無効とする。

平成21年6月30日

群馬県知事 大澤 正 明

証票番号	交付年月日	証票に記載された者の氏名	紛失年月日
第2799号	平成20年4月1日	関口健一	平成21年6月5日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成21年6月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成21年6月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人波宜亭倶楽部
- 3 代表者の氏名 野本文幸
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市天川原町一丁目32番地16
- 5 定款に記載された目的 この法人は、前橋の歴史的文化遺産である波宜亭の復元をめざし、前橋で培われた豊かな文化の再発見を行うとともに、地域社会の活性化や発展に寄与することを目的とする。

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項又は第6条第1項の規定により行う予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成21年6月30日

群馬県知事 大澤 正 明

前橋市保健所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
齋藤典之	齋藤医院	前橋市朝日町4-20-15
金子真理	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15
五十嵐淑子	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15
浦野葉子	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15
奥野はるな	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15
大津義晃	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15
八木久子	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15
岡田恭典	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15
高橋有我	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15
大野富雄	大野内科クリニック	前橋市樋越町716-1
大島春樹	おおしまクリニック	前橋市文京町4-21-19
徳永卓	とくながクリニック	前橋市上泉町2872-19

新木正隆	高橋医院	前橋市東善町173-1
------	------	-------------

渋川保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
菅井芳郎	上之原病院	渋川市北橋町上南室167-5
山田佳之	群馬県立小児医療センター	渋川市北橋町下箱田779
小林富男	群馬県立小児医療センター	渋川市北橋町下箱田779
池田健太郎	群馬県立小児医療センター	渋川市北橋町下箱田779
石井陽一郎	群馬県立小児医療センター	渋川市北橋町下箱田779

伊勢崎保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
大沢和四	大沢内科小児科診療所	伊勢崎市本町15-13
山本巧	医療法人望真会古作クリニック玉村分院	佐波郡玉村町樋越178-7
宮久保真意	医療法人望真会古作クリニック玉村分院	佐波郡玉村町樋越178-7

西部保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
田中富士子	耳鼻咽喉科田中医院	高崎市鍛冶町22
井上博	群馬リウマチクリニック	高崎市井野町1040
片田桐子	みさと診療所	高崎市箕郷町上芝628-1
山内あけみ	高崎中央病院	高崎市高関町498-1
浜谷博子	松井田病院	安中市松井田町新堀1300-1
高橋賢至	松井田病院	安中市松井田町新堀1300-1

藤岡保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
田原尚	田原内科クリニック	藤岡市藤岡694-1
吉田恭	よしだ内科クリニック	藤岡市白石840-2
川手進	医療法人和光会光病院	藤岡市本郷1045
貴船亮	貴船クリニック	藤岡市上大塚1759-7
宮前洋平	上野村へき地診療所	多野郡上野村乙父630-1

清水透	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
中嶋直樹	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
鈴木加奈子	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
岡田恭典	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
小和瀬貴律	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1

富岡保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
安藤浩代	安藤医院	甘楽郡甘楽町大字福島110-5
須藤貴世子	須藤医院	富岡市七日市1083

吾妻保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
色平哲朗	医療法人坂上健友会大戸診療所	吾妻郡東吾妻町大字大戸13-1
渡部登志雄	原町赤十字病院	吾妻郡吾妻町大字原町698

東部保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
山口定見	太田市藪塚本町国保診療所	太田市大原町531-3
高橋洋樹	太田市藪塚本町国保診療所	太田市大原町531-3
馬場憲臣	太田市藪塚本町国保診療所	太田市大原町531-3

桐生保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
疋田敏之	ひきた小児科クリニック	桐生市仲町2-7-20
高橋一司	クララトーホー	桐生市広沢町2-3208-1
服部祐未	両毛整肢療護園	桐生市広沢町1-2648-1
近藤理	こんどう整形外科・リハビリテーション科医院	桐生市仲町2-11-6
青木智之	医療法人宏愛会篠原クリニック	桐生市相生町3-174-22
石川博	医療法人山育会日新病院	桐生市菱町3-2069-1
霜田茂	医療法人山育会日新病院	桐生市菱町3-2069-1
奈良誠人	医療法人山育会日新病院	桐生市菱町3-2069-1

中島崇仁	医療法人山育会日新病院	桐生市菱町 3-2069-1
小野樹郎	医療法人岸会岸病院	桐生市相生町 2-277
川畑麻紀	医療法人岸会岸病院	桐生市相生町 2-277
櫻井幹子	医療法人岸会岸病院	桐生市相生町 2-277
松永久幸	医療法人社団全仁会高木病院	桐生市相生町 5-754
下村一之	医療法人社団全仁会高木病院	桐生市相生町 5-754
小松宏貴	医療法人社団全仁会高木病院	桐生市相生町 5-754
浜野壹	医療法人社団全仁会高木病院	桐生市相生町 5-754
坂本泰秀	医療法人社団全仁会高木病院	桐生市相生町 5-754
坂本俊一郎	医療法人社団全仁会高木病院	桐生市相生町 5-754
渡邊直文	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
森田恭子	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
城下尚	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
逸見大造	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
植木嘉衛	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
倉林和隆	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
小畑敬子	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
中野貴子	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
今井久雄	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
饗場佐知子	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
川田忠嘉	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
戸島俊一	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
小暮均	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
古謝亜紀子	医療法人社団三思会東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155
三橋秀基	医療法人日望会みどり病院	みどり市笠懸町鹿 2646-2

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年群馬県条例第 50 号）第 2 条の規定により、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり公募する。

平成 21 年 6 月 30 日

群馬県知事 大 澤 正 明

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 群馬の森
- (2) 所在地 群馬県高崎市綿貫町外

2 指定管理者が行う管理業務等の範囲

- (1) 公園施設の維持管理に関する業務
- (2) 公園施設の使用の受付及び案内に関する業務
- (3) 群馬の森の利用の禁止又は制限に関する業務
- (4) 自主事業
- (5) その他群馬の森の管理に必要な業務

3 指定の期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

4 申請に必要な資格

- (1) 法人及びその他の団体（以下「団体等」という。）であること。なお、団体であれば法人格の有無は問わない。
- (2) 複数の団体等がグループを構成して申請する場合は、グループの代表団体等を定めること。
- (3) 申請者（グループで申請する場合は、グループの代表団体等）は、群馬県内に事務所又は事業所を有する団体等であること。
- (4) 必要な有資格者を配置できること。
- (5) 団体等又はその代表者が、下記事項に該当する場合は申請できない。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者（法人でない団体の代表者のみ。）
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、群馬県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 納付すべき税（県税（群馬県）、法人税（法人の場合）、申告所得税（法人でない団体の代表者）、消費税及び地方消費税）を滞納している者
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - キ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）又はその統制の下にある者
 - ク 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はその者の統制の下にある者
 - ケ 群馬県議会議員、知事、副知事、企業管理者、病院管理者又は行政委員会の委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっている団体（ただし、群馬県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）
- (6) 単独で申請した団体等は、グループで申請する際の構成員になることはできない。
また、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできない。
- (7) グループで申請する場合、代表する団体等及びグループを構成する団体等の変更は認めない。
- (8) グループを構成するすべての団体等は、上記(5)アからケまでの条件を満たす必要がある。

5 申請の方法

- (1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 事業計画書

ウ 事業計画書要旨

エ 団体等又はその代表者が欠格事項に該当しない旨の申告書

オ 申請の日の属する事業年度の直近3事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当する書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類

キ 定款若しくは寄附行為又はこれらに相当する書類

ク 登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し）

ケ 役員の名簿

コ 納税証明書（法人以外の団体にあつては、代表者のもの）

サ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）

シ グループでの申請の場合は、グループを構成する団体等を記載した書類、グループによる申請に当たっての誓約書及び申請手続に関する委任状

(2) 提出部数 正本1部、副本15部

(3) 提出方法

ア 提出先 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課公園緑地係（群馬県庁22階南側）

イ 提出方法 提出先に持参又は郵送（書留扱い）すること。

6 申請を受け付ける期間 平成21年8月31日（月）から同年9月4日（金）まで 午前8時30分から午後5時30分まで（郵送の場合は、平成21年9月4日（金）午後5時30分必着）

7 選定の基準

- (1) 事業計画の内容が公益性に優れるとともに、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が群馬の森の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする団体等が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (4) その他指定管理者の指定を受けようとする団体等が、群馬の森を管理運営するのに適した能力を有していること。

8 募集要項等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成21年7月1日（水）から同年9月3日（木）まで（平日のみ） 午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課公園緑地係（群馬県庁22階南側）
募集要項等は、群馬県ホームページからのダウンロードも可能（平成21年9月4日（木）午後5時まで）

9 説明会の開催日時及び開催場所

(1) 開催日時 平成21年7月23日（木） 午後1時30分

(2) 開催場所 群馬県立歴史博物館 会議室及び現地

10 応募に関する質問の受付 質問書に記入の上、FAXにて送付すること。なお、電話での質問は受け付けない。

(1) 受付期間 平成21年7月1日（水）から同月17日（金）午後5時30分まで

(2) 送付先 群馬県県土整備部都市計画課公園緑地係 FAX 027-221-5566

11 問い合わせ先 群馬県県土整備部都市計画課公園緑地係 電話 027-226-3675

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
電話 027-223-1111
